

委託契約書(案)

委託業務の名称 令和6年度チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業（ふくしまキッズパワーアップ事業）申請書審査等業務

委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

委託期間 着手 令和6年4月 1日（月）
履行期限 令和7年3月31日（月）

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約保証金）

第2条 契約金額の100分の5とする。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（管理責任者）

第4条 乙は本業務の実施について、管理責任者を定め、この契約締結の日から7日以内に、管理責任者の氏名を甲に書面で通知しなければならない。

（委託業務実施状況の報告等）

第5条 乙は、仕様書に基づく実施報告書を作成し、甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に定める報告のほか必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（申請書審査等業務員への指導等）

第7条 乙は、申請書審査等業務員（以下「業務員」という。）が誠実に業務を遂行しない場合、適宜指導を加え改善を図らなければならない。

2 甲は、委託業務に関して問題が生じた場合、乙と協議して、改善を図るものとする。

（損害負担）

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額

は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務の処理成果を記載した実施報告書に審査件数等報告書を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に提出された審査件数等報告書について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 乙は、毎月、遅滞なく当該委託業務の処理実績を「審査件数等報告書」により甲に報告しなければならない。

5 甲は、前項の報告に基づき、その日から10日以内に報告内容の是非を確認しなければならない。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、業務内容について、前条第2項の検査又は第5項の確認の結果適正であると認められたときは、甲に提出する支払内訳書に基づき、毎月の委託金額を委託料請求書により甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払いしている委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 乙がこの契約条項に違反したとき。

二 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。

三 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

四 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。

五 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。

六 乙が行政庁の処分を受けたとき。

七 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行が出来ないと甲が認めるとき。

八 乙が第7条の改善請求に対して、正当な理由がなく従わなかったとき。

九 仕様書の10(1)から(6)に規定する条件に違反したとき。

十 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

ると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

十一 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

十二 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して委託料の額の10分の1に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。

（財産の帰属）

第12条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

（財産処分の制限等）

第13条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

（再委託の禁止）

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本件業務を第三者に再委託してはならない。

（談合による損害賠償）

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。
なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- (秘密の保持)
- 第16条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (個人情報の保護)
- 第17条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (関係書類の整備)
- 第18条 乙は、委託業務に係る収支及び雇用・就業（又は受講等）の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを委託業務が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (補 則)
- 第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する、疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。
- (紛争の解決方法)
- 第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年 4月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2-16
福 島 県
福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

乙 住 所 △ △ △
氏 名 △ △ △
代表者 △△△ △△△